

アンケート集計結果

[アンケート実施機関] 日本弁護士連合会

[アンケート実施期間] 平成 23 年 9 月 6 日～平成 23 年 9 月 30 日

[アンケート対象] 全国の都道府県及び市

[アンケート配布数] 835 件・[回答数] 577 件・[回収率] 69.1%

1 貴自治体では、「地方消費者行政活性化基金」をいつまで活用される予定ですか。該当する数字に を付けてください。

1	平成 23 年度末まで	55
2	平成 24 年度末まで	462
3	それ以降	39
4	未定	35

・ 2（平成 24 年度末まで）や 3（それ以降）という回答の中に、基金の期限が延長されるならば、延長後も利用したいという回答が複数あることから、大多数の自治体で、期限ギリギリまで使用する予定であることが分かります。

2 「地方消費者行政活性化交付金」は、貴自治体の消費者行政を活性化するために効果がありましたか。該当する番号に を付けてください。

1	大いに効果があった	288
2	それなりに効果があった	276
3	あまり効果はなかった	12
4	全く効果はなかった	0

・ 地方消費者行政活性化交付金の存在は、地方消費者行政を進める上で力になったと一定の評価がなされているようです。

3 平成 23 年 1 月に国から地方自治体に交付された「住民生活に光をそそぐ交付金」()は、貴自治体では消費者行政に配分されましたか。状況に一番近い番号に を付けてください。

「光交付金」は、「地方消費者行政」のほか、「弱者対策・自立支援」（DV 対策・自殺防止対策・不登校対策等）、「知の地域づくり」（図書館施設の改築・図書の実等）等の範囲内で用途自由に配分できる一括交付金。

1	活性化基金の用途以外の事業に利用するため有効に配分された	1 1 2
2	活性化基金で不足する財源に利用するため有効に配分された	5 5
3	消費者行政には全く又はほとんど配分されていない	3 5 3
4	消費者行政に配分されているのかどうかよく分からない	4 4

・光交付金に本来期待された役割というべき、1の回答は約2割にとどまっている上、消費者行政にはほとんど配分されていないという回答が6割を超えており、他分野でも利用できる性格の光交付金方式では、消費者行政に十分に資金が回らなかったことが窺えます。

4 基金を活用して行っている事業とその継続について

(1) 貴自治体において、「地方消費者行政活性化基金」を活用して実施されている事業について、その有無をA欄に御回答ください。

(2) 【A】欄で【有】と回答した事業について、**基金終了後も**継続して事業を実施したいと希望しますか。【B】欄に希望の有無を御回答ください。回答に際しては、財源の有無に関わらず希望を御記入ください。

地方消費者行政活性化基金による事業	A 実施事業の有無	B Aで「有」の場合、継続希望の有無
消費生活相談員の雇用（新規・増員）	有 ・ 無 2 8 7 / 2 6 9	有 ・ 無 2 5 8 / 2 8
消費生活相談員の報酬増額や処遇改善	有 ・ 無 1 6 0 / 3 8 8	有 ・ 無 1 4 9 / 1 1
消費生活センター・相談窓口の休日開設又は延長	有 ・ 無 6 4 / 4 8 3	有 ・ 無 5 9 / 8
【都道府県のみ】市町村が消費者行政を活性化するための補助金	有 ・ 無 4 1 / 1 6	有 ・ 無 2 8 / 1 3
消費生活相談員養成事業	有 ・ 無 1 5 0 / 3 9 3	有 ・ 無 9 8 / 4 9
消費生活相談員や職員対象の研修会実施・研修参加支援	有 ・ 無 5 1 7 / 5 0	有 ・ 無 4 8 1 / 3 3
消費者教育・啓発事業	有 ・ 無 5 5 0 / 1 8	有 ・ 無 5 1 0 / 3 7
消費者団体の人材育成や活動支援	有 ・ 無 6 0 / 4 8 2	有 ・ 無 5 2 / 7

商品テスト機器の購入・整備	有 ・ 無 3 4 / 5 0 7	有 ・ 無 1 6 / 1 4
その他（消費生活センターの機能強化，消費生活相談窓口高度化事業，無料法律相談会の開催，食品表示・安全機能強化事業，有資格者同席の消費生活相談の実施，などが挙げられました）	有 ・ 無 1 3 8 / 1 5 3	有 ・ 無 1 0 7 / 2 5

・ 消費生活相談員の雇用について，実際に新規雇用・増員を行ったのは51%強の自治体にとどまりますが，実施した自治体の90%以上が基金終了後の事業継続を希望していることからすると，消費生活相談員増員の必要性は非常に高いものの，「3年間」という期間限定の基金であったために，基金終了後の財源の問題から増員をためらった自治体が多かったものと考えられます。

・ 消費生活相談員の処遇改善についても，実際に処遇改善に踏み切った自治体は30%程度にとどまりますが，基金終了後の事業継続を希望する自治体は90%あまりにのぼっており，処遇改善の必要性は感じているも，期間限定の基金であったために利用をためらった自治体が多かったものと考えられます。また，同様のことは，ある程度長期間にわたって継続的に実施する必要性がある，消費生活相談員養成事業についてもいえると考えられます。

・ 大多数の自治体が事業として実施したのが，消費生活相談員や職員対象の研修会実施・研修参加支援，と消費者教育・啓発事業であるといえます。これらの事業については，今後の事業継続の必要性も高く意識されています。

5 上記4の質問において，【B】欄で継続希望があったとした事業に係る財源について

(1)その財源についてはどのように考えていますか。次のア・イ・ウ・エの中から最も近いものを【C】欄に【 】を付けてください。

(ア)一般財源で新規の予算要求をして財源を確保したい。

(イ)一般財源で新規の予算確保は無理だが，既存の予算枠内で実施したい。

(ウ)一般財源で新規の予算要求や既存の予算枠内での実施は難しい。

(エ)その他（簡潔に記載してください。）

(2)財源措置ができない場合の事業継続の可否の見通しはどのように考えていますか。【D】欄に継続【可能・困難】のいずれかに【 】を付けてください。

地方消費者行政活性化基金を活用して実施している事業	【C】今後の財源の手当について	【D】財源措置ができない場合の継続
消費生活相談員の雇用（新規・増員）	ア・イ・ウ・エ 156/50/77/7	可能・困難 45/220
消費生活相談員の報酬増額や処遇改善	ア・イ・ウ・エ 83/44/57/4	可能・困難 33/140
消費生活センター・相談窓口の休日開設又は延長	ア・イ・ウ・エ 33/13/59/6	可能・困難 15/89
【都道府県のみ】市町村が消費者行政を活性化するための補助金	ア・イ・ウ・エ 4/128/2	可能・困難 0/34
消費生活相談員養成事業	ア・イ・ウ・エ 29/32/77/1	可能・困難 19/114
消費生活相談員や職員対象の研修会実施や研修参加支援	ア・イ・ウ・エ 40/202/135/9	可能・困難 107/353
消費者教育・啓発事業	ア・イ・ウ・エ 135/214/152/11	可能・困難 132/353
消費者団体の人材育成や活動支援	ア・イ・ウ・エ 12/33/50/7	可能・困難 22/66
商品テスト機器の購入・整備	ア・イ・ウ・エ 8/556/2	可能・困難 2/63
その他（上記4で記載した事業について）	ア・イ・ウ・エ 39/19/54/5	可能・困難 12/101

- ・ ~ , ~ の事業に関しては、ア、イの回答が多いことから、事業継続の必要性を感じる事業を基金終了後も何とかして継続しようとする自治体の強い意欲を感じさせる結果となっています。
- ・ しながら、一般財源から新規の予算確保ができる目途が立っている（アの回答）自治体は、 の事業を除いては各事業とも全体の半分にも満たず、他事業の縮小というしわ寄せを伴うもの（イの回答）や、意欲はあっても予算確保が困難なもの（ウの回答）が多く見られる結果となっています。
- ・ 特に、Q4で多くの自治体の実施し、事業継続の必要性も強く認めていた 消費生活相談員や職員対象の研修会実施・研修参加支援事業、や 消費者教育・啓発事業については、イ、ウの回答の合計が70%以上を占めており、基金が終了したら、確実に事業が縮小される傾向にあることが窺えます。
- ・ 消費生活相談員の雇用や 消費生活相談員の報酬増額や処遇改善事業など、いっ

たん行ってしまうと短期間に元に戻すことが困難な事業について実施に踏み切った自治体については、一般財源から新規の予算要求を行ったり（アの回答）、既存の予算枠内で実施する（イの回答）などして、約70%の自治体が、継続的な事業実施の予算確保を行おうとしています。但し、の事業とともにイの回答が50自治体程度あることから、の事業に予算を回した結果、その他の重要な事業にしわ寄せがこないか、心配となる結果です。

- 消費生活相談員養成事業のように、長期にわたる継続的な実施が求められる事業についても、一般財源から新規の予算確保がなされている（アの回答）自治体は20%程度、既存の予算流用による財源確保が可能なもの（イの回答）を併せても40%強にとどまっており、基金のような時限的な財政措置では、基金終了後に自治体が財源確保に苦慮している実情が窺えます。

- どの事業についても、財源措置が出来ない場合に事業継続が困難になるという認識は一致しており、自治体では、継続的な財政支援に関する強いニーズがあることが分かります。

6 国が行う地方消費者行政活性化支援の今後の政策について

地方消費者行政を総合的に充実・強化するために、国において以下の から までの財政措置が必要だと考えますか。該当する番号に を付けてください。

	とても必要だと思う	まあ必要だと思う	あまり必要だと思わない	まったく必要だと思わない
用途を現在と同様に限定した、新たな時限的「地方消費者行政活性化交付金的な交付金」を交付すること	118	229	128	15
新たな時限的「地方消費者行政活性化交付金的な交付金」の用途を人件費等にも広げた上で交付すること	266	193	89	12
現在の「住民生活に光をそそぐ交付金」と同じように、ある程度の行政分野で活用できるような一括交付金を、今後数年間繰り返し交付すること	72	239	223	21
上記の「住民生活に光をそそぐ交付金」よりも事業範囲をもう少し限定（消費者行政や弱者対策等に限定して人件費にも利用可能）した財源を今後数年間繰り返し交付すること	118	242	173	18
消費者行政に用途を限定しつつ、その中では人件費を含めて自由に選択できる財源を今後数年間繰り返し交付すること	304	193	64	2
消費生活相談員の人件費の一定割合（例えばP10-NET 入力経費分）の財源を、今後恒久的に又は相当期間継続的に交付すること	309	161	84	7
地方自治体の自由裁量の幅を確保した「一括交付金」を、今後毎年繰り返し交付すること	169	196	151	34

・どの設問においても、「必要だと思う」という回答（「とても」と「まあ」の回答の合計）が「必要だと思わない」という回答（「あまり」と「まったく」の回答の合計）を大きく上回っており、地方消費者行政の強化のためには、今後とも国による財政措置が必要であると考えられていることが窺えます。

・ の「地方消費者行政活性化交付金」型の交付金と、 の「光交付金」型の交付金とでは、 の方が圧倒的に「必要だと思う」の数が多く、各自治体の現場からは、「地方消費者行政交付金」型の交付金が望まれていることを示しています。この傾向は、 と を比較した場合に、 の方が「とても必要だと思う」の数が多いことや、 の一括交付金について、「必要だと思う」の割合が や と同程度にとどまり、 や よりもかなり低くなっていることから読み取れます。

・ と を比較すると、 の方が「とても必要だと思う」の数が大幅に増えており、従来の地方消費者行政活性化交付金が「用途が限定されて使い勝手が悪い」と考えられていたことを示しています。

・すべての設問の中で、「必要だと思う」の割合が最も高かったのは、 の交付金ですが、これは と比較して、「時限的でない」ところが評価されたものと思われる。

・Q4やQ5においても、各自治体において、消費生活相談員の待遇改善の必要性が高く意識されながら、財源不足への懸念から実施をためらう傾向が見て取れましたが、本設問において の交付金の「必要だと思う」割合が83.7%にもものぼったことからしても、これが裏付けられたといえるでしょう。

7「地方分権改革・地域主権改革の時代であるから、消費者行政に特化した国の財政支援は適切でない」という意見がありますが、地方消費者行政の充実・強化を推進する観点からどのように考えますか。該当する番号1つに を付けてください。

		とても そう 思う	まあ そう 思う	あまり そう 思わ ない	まったく そう 思わ ない
	地方自治体自身が消費者行政の充実・強化を政策判断すべきであり、国から地方消費者行政への特定政策への財政支援は望ましくない	6	38	323	189
	将来的には地方自治体自身が消費者行政の充実・強化を果たすべきであるが、当面は国から地方自治体への財政支援が必要である	243	251	55	10
	消費生活相談業務は地域住民へのサービスであるとともに、PIO-NET 情報は国の財産であり、その管理・入力業務は国の情報収集業務を分担する性質もあるから、相談員人件費の一定割合は国の業務として国が措置すべきである	313	202	47	2
	消費者行政は悪質商法被害対策や食品表示対策など国民全体の生活に影響を及ぼす行政事	352	184	27	2

務であるから，地方消費者行政の経費の一定割合は国が継続的に措置すべきである				
---------------------------------------	--	--	--	--

・設問 では「思わない」（「あまり」と「まったく」の回答の合計），設問 では「思う」（「とても」と「まあ」の回答の合計），の回答がいずれも約90%を占めており，回答の傾向がくっきりと表れています。

・設問 からすると，「地方分権改革・地域主権改革」を着実に進めていくべきという考え方には共感するも，地方消費者行政の基盤整備が終了したとはいえない現段階で「予算配分や政策の選択も含めて，すべて地方に任せればよい」という考え方を取るの時期尚早であり，まだまだ国の支援や関与が必要であると自治体の現場では考えられていることが分かります。

・設問 からは，形式的な「事務分配上地方自治体の事務とされているかどうか？」という基準だけではなく，「その事務が何のため，誰のためになされているのか？」という本質論に遡って経費分担を考えなければならないという問題意識が窺えます。この考え方に立てば，将来的に地方自治体自身が地方消費者行政の充実・強化を主体的に担える段階に至ったとしても，国に経費分担として継続的な財政措置を求めていくことになるでしょう。

8 内閣府消費者委員会の平成23年4月15日付け建議において，「消費者行政の充実・強化には，集中・育成期間終了後さらに数年の期間を要すると考えられる。したがって，消費者行政の定着に向けて，国として，様々な施策を組み合わせ対応する必要がある。」，「活性化基金や光交付金との施策がどのような効果を発揮したのか検証を行う必要がある。」と提言していますが，消費者庁は，現在のところ，活性化基金の延長もPI0-NET入力経費の延長も考えていない旨発言しています。

こうした消費者庁の姿勢に対する御感想・御意見を簡潔に御記入ください。

（別紙のとおり。）

9 【都道府県に対する質問】法執行体制等の強化について

(1) 都道府県による特定商取引法や不当景品表示法や消費生活条例等に基づく法執行の体制及び実績についてお聞きします。該当する番号に を付けてください。自由記載欄の欄が狭くて書ききれないときは，別紙を御利用いただいても結構です。

体制について

1	現状で足りている	1 3
2	現状では不足である	2 4

実績について

1	現状で足りている	1 3
2	現状では不足である	2 3

(2) 上記(1)で不足と回答された場合、何が原因だとお考えですか。簡潔に御記入ください。

体制についての不足の原因

- ・ 担当者の兼務する業務が増えたため、法執行業務に当てられる時間が減った(他、同趣旨の意見3件)。
- ・ 地方全体が職員定数の削減に取り組む中で、十分な人員を確保することが難しい(他、同趣旨の意見14件)。
- ・ 平常時は足りているが、複数の事業者に立入検査を行うに当たっては、法執行担当者だけでは不足するケースが想定される。
- ・ 一定の法執行を行う体制を確保できたものと考えますが、将来にわたって継続的に措置を実施するための人材育成に必要な体制を確保できたと言えるかは難しい。
- ・ 景品表示法での規制対象となる表示が広範多岐に及ぶことから十分に対応できない。
- ・ 国と県のエリア別での役割分担が不明確となっているため県の負担が大きい。
- ・ 法執行に従事する職員の教育・育成等について国の体制が十分とはいえない。
- ・ 行政改革を積極的に進めている当県において、平成21年度には担当職員が増員されており、現状の体制で日々努力している。

実績についての不足の原因

- ・ 端緒情報の収集などの点で案件の捕捉が十分でない可能性。
- ・ 法執行の人員不足とともに経験不足等もあり、担当職員の熱意はあっても実績につながりにくい状況(他、同趣旨の意見11件)。
- ・ 法執行をするノウハウの不足(他、同趣旨の意見3件)。
- ・ 1事業者に対する苦情相談の件数が少ないため、消費者聴取の件数も限られ、なかなか事業者指導まで結びつかない(他、同趣旨の意見1件)。
- ・ 消費者聴取や立入検査等、指導・処分を行うための業務に長時間を要するため。法執行のための消費者聴取等への協力がなかなか得られない。
- ・ 悪質事業者は後を絶たない状況であるため。
- ・ 行政処分に対して取消請求訴訟が提起されるなど、法執行以外の業務により

十分な実績をあげることができない状況にある。

・消費者基本条例を改正し，悪徳業者への規制強化を行ったことにより，一定の抑止効果が働いていると考えられるため。

(3) 都道府県の法執行の強化のために，国から都道府県への支援策として，どのような方策が必要だと考えますか。簡潔に御記入ください。

・法執行に係る体制整備のための人件費を含む財政支援（他，同趣旨の意見4件）。

・広域的に法執行できるネットワークの構築（他，同趣旨の意見2件）

・広域で活動する悪質事業者を国が積極的に指導・処分することより，各県の業務の軽減を図って頂きたい。

・国と自治体の権限の役割を明確にすること。（広域的な事案については国において行うことを明確化すること。）（他，同趣旨の意見2件）

・県内業者に対する措置権限を県に移譲する（景品表示法）等の関係法令の改正。

・法解釈等についてあいまいな部分が散見されるので，全国統一的な基準を作ってもらいたい。

・法令違反の事実確認，法解釈，処分の妥当性等，専門的知識と経験が必要となる場面での助言，具体的なマニュアルの提示など（他，同趣旨の意見7件）

・国及び都道府県の法執行予定案件の情報共有（景品表示法）

・景表法については全国の事案をデータベース化し，各都道府県で統一した対応が図れるようなシステムが必要。

・県単独案件であっても，国の職員と共同での法執行の実施（他，同趣旨の意見1件）。

・法執行専任職員の派遣（他，同趣旨の意見2件）。

・執行担当職員への研修の充実（参加しやすいよう短期研修や地方開催を含めて）。（他，同趣旨の意見7件）

・法執行担当者の最低限の必置規制の設定。

・適時的確な情報提供

【問8・別紙】

(消費者庁の姿勢全般に対する意見・要望)

1	消費行政の司令塔として消極的。せっかく底上げした消費者行政が維持されるか心配（他に同趣旨の意見1件）
2	2年経つが、消費者行政の司令塔として役割を充分果たして頂きたい。
3	国が消極的になれば、財政力のない地方自治体において十分な施策を実施することが難しくなる。
4	消費者行政を地方に根付かせようという姿勢があまり感じられない。
5	行政刷新会議の仕分け以降、消費者庁の体制がぎくしゃくし、機能低下の観が見受けられます。消費者庁は、地方自治体に対しても、消費者行政重視の施策を推進・支援する司令塔であっていただきたい。
6	活性化基金と光交付金の内容の重複や、東日本大震災による放射能汚染の食肉に対する情報ルート of 錯綜など、従来の縦割り行政と消費者庁の役割の重複する部分に関して疑問に思うことが多い。
7	地方自治体の声を十分に聞いて地方自治体の意見をしっかり反映させた消費者行政活性化策を速やかに検討して欲しい。
8	提言内容との矛盾が否めない。今後交付がなくなるとしても基金や交付金による効果がある程度定着し、軌道にのるまでは延長が必要だと考える。
9	消費者行政を強化するとの発言が報道されるが国センの統合などの報道もあり、方向性について疑問を感じる。
10	消費者庁設立の趣旨を踏まえ、消費者行政の定着に向けて基金・交付金等を含め、様々な施策に取り組むべき
11	消費者行政は全国的なネットワークに基づく対応が必要であり、国・地方が一体となって取り組む必要がある。
12	消費者庁は国民目線、地方消費者行政の現状を考えているとは思えない。
13	実のある実効性のある結果を出してほしい（体制整備など）。国センとのことも先がわからず消費者庁の立ち位置が不明。相談員の処遇改善をうたっているがどうなるのか。
14	消費者被害が多種多様となり、被害についても金銭的な被害が多くなってきている。こうした被害に対してすばやい対応と情報公開が必須であり、それに対する行政の手助けも必須と考えます。
15	本市の消費者行政は、活性化基金にかなりの部分を依存しており、廃止された場合は消費者行政が大きく後退する懸念がある。消費者庁の使命が消費者行政の活性化であることを考えると、逆行するような姿勢に映る。
16	現状を把握していない。十分な予算措置を行わずに、地方消費者行政活性化基金で各市町村が食品の放射能対策ができると消費者庁長官自ら公言し、また各地で説明しているが、測定器の購入にどれくらい費用を必要とするかを全く把握していないのではないかと考えられる。
17	消費者庁は関係機関の寄せ集め集団とのこと。したがって、そのような発言をしていても特に驚かないし期待もしていない。
18	消費者庁は各省庁の消費担当部門からの出向者により構成されており、はじめから期待していなかった。一度解体して民間・地方自治体・消費者団体含め再構築するべきである。
19	全国市町村における具体的指針（中期的計画の策定）
20	消費者救済の施策が、地方自治体の財政力に左右されず、全国均一の施策が担保されるためには、国から消費者行政推進のためのガイドラインを示すとともに、継続的な財政支援が必要である。
21	これからの社会を担う子供たちの消費者教育への取組をさらに充実させてほしい。
22	消費者行政活性化基金が今後数年延期されることとなっても、地方消費者行政の定着が図られるとは考えにくい。今後は消費者庁が独自の施策で消費者行政をリードしていくべきだと思う。
23	各自治体での消費者行政の進捗度を鑑みて対応は決定すべき（地方での相談員確保が十分に行われているのか疑問である）
24	こちら（地方自治体）と直接やり取りする事があまりないためか「消費者庁」という存在がとても遠く感じます。そのため意見したい事、聞きたい事等があっても躊躇してしまい伝える事ができません。もう少し身近に感じられるととても有難いです。
25	国は全体的に財政難ではあるが、消費者庁はもっと積極的に予算獲得に努力すべきである。
26	消費者行政活性化交付金導入時、国は交付金を活用して消費者行政を充実して、自治体の充実後は国として地方の目に見える具体的な財政拡充策を導入し、国として消費者行政を推進していくということではなかったか？
27	消費者庁に対して、地方消費者行政の充実に向けた恒久的な支援制度を要望しているところ。

28	地方においては消費者行政の充実・強化には一定の期間と予算が必要と考えており、数年では成果が出ない。消費者庁は地方の消費者行政の実態について理解していないと思う。
29	市町村における消費者行政の充実・強化には、育成等終了後も数年の期間延長が必要と考える。国では考えないというのは財源の関係であろう。ならば全国の事業を精査し無駄と思える事業は指導すべきではないか。本当に今大事なものは何か？
30	地方消費者行政の不十分な現状について把握して頂き、国の施策として継続的かつ実効的な財政支援を継続してもらいたい。
31	地方主権改革時代のもと、地方の業務量が増えることと国としての方向性や現場での住民の声が埋もれる懸念がある。
32	消費者委員会や消費者団体の意見を聞きながら消費者行政の強化につながる対応をお願いしたい。
33	基金の延長等を行わないのであれば、消費者委員会の提言にどう反応するのか（しないのか）具体的に示してほしい。
34	消費者庁は、内閣府消費者委員会の建議を真摯に受け止め、早急に支援策を提示してほしい。
35	内閣府消費者委員会の提言を最大限に尊重すべき。
36	消費者委員会の提言を早急に検討し、基金終了後の地方支援について速やかに方針を示してほしい。
37	内閣府消費者委員会（H23年4月15日）の提言が生かされるよう要望します。
38	同建議中に「...さらに数年の期間を要する...」とあるが、最低でも数年間は財政支援等を延長・継続すべきである。
39	消費者庁は消費者委員会の建議を真摯に受けとめ、地方消費者行政の一層の充実・強化に向けた支援を行うべきである。
40	活性化基金や光交付金の効果を速やかに検証していただき、育成期間終了後の支援について前向きに検討していただきたい。
41	検証を行うことは必要。国からの支援がなければ財政基盤の弱い自治体は消費者行政が衰退すると思う。
42	必要性がわかっているにもかかわらず、検証もしないで終了してしまうのはおかしいのではないかな。
43	効果を検証したうえで、今後の方向性を示していただきたい。
44	検証の結果をオープンにして議論していただきたい。
45	活性化計画期間が終了した時に、どれだけの効果があったのかを評価・検証し、その後どのような対策が必要となるかを再検討すべき。
46	基金の効果をきちんと見極めたうえで、延長の是非を判断して欲しい。
47	例えば、基金を活用したことにより消費者被害が減少したことの検証が可能なものについては継続できる仕組みづくりが必要と考える。
48	光交付金は検証のうえ見直し、消費者行政の充実・強化に向けた支援を充実させるべき。
49	これまでの取組の分析に基づき、今後の消費者行政のあり方の明確な方向性を早期に打ち出してもらいたい。
50	なるべく早く来年度の方針を示してほしい。
51	自治体における消費者行政関係予算に関して、長期計画の編成が困難となっているため、早い時期に基金終了後の方針を明示してほしい。
52	消費者生活問題は、一時的に発生した問題でなく、断続的に発生する問題であるため、長期的な展望で施策を実施していただきたい。
53	消費者問題に対する関心が低く、危機意識もまだまだ定着していない中で、年々巧妙化・複雑化している手口に対し、長期的な観点から継続して消費者への啓発・教育を行っていく必要があると思われる。
54	打ち上げ花火のような施策は望んでいない。息の長い、安定した取り組みを希望する。
55	当市での相談数は少なく、県と市町村が同様の仕事を重複して行うことは無駄が多いので県民センターにて実施した方が良いのでは。特に小さな自治体では顔見知りが多いので相談しづらい。
56	消費者安全法に消費生活センターの設置を義務または努力規定にしている以上、全国の消費生活センターが一定水準に達するまで継続して支援する義務はある。
57	地方は少ない予算で苦慮している。基金を中止するのであれば、消費生活センターの開設を強く求めるのではなく、あくまで努力義務として、強く求めないでほしい。
58	各自治体でも消費者相談体制の整備を今後進めていく市町村も少なくないため、基金の延長を含め、国の支援の充実を強く要望する。
59	財源移譲が進まない中、地方に事務を押しつけるようなやり方は適切でない。
60	地方消費者行政の現在のレベル維持、もしくは向上の為に、継続的な措置が必要と考える。
61	地方の小都市では金の切れ目は縁の切れ目ではないでしょうか。

62	消費者庁及び国民生活センターから求められる迅速な情報提供、啓発活動、調査等による事務処理が地方公共団体の予測する業務量を遙かに上回り、人件費等の増加につながっている。財政支援を考えないのであれば、依頼する業務を減らすべき。
63	地方分権の中、消費者行政を進めることについて、国においても一定の負担が必要と考えます。
64	やりっ放しで後始末は各自というのはいかがなものか。自立支援をするなら、それなりの軌道・方針、しっかり見据えた上で順調にいくまで責任を持つべきだ。
65	最初は良い話をして乗せておいて、上手に梯子をはずすのはお手のもの。消費者庁の存在意義にも関わることと思う。
66	基金がなくなれば、自治体独自の予算確保は難しくなり、現在より住民への普及・啓発事業は低下する。震災・原発問題で住民の日常生活に不安が増す中、消費者庁の施策の後退影響が大きく、不安を増加させる。
67	地方交付税の消費者行政関係費の増額を要望するとともに、その積算基準をできるだけ具体化し、地方自治体での配分に反映しやすいように配慮を求める。
68	無責任
69	消費者行政活性化基金のおかげで、消費者行政に力を入れることができたが、まだ定着はしていないので、基金終了とともに、新規事業も終了する可能性がある。
70	地方の切捨てとも取れる。
71	地方自治体が消費者行政を継続して行うことができる施策（財源手当を含めた）が必要である。
72	地方自治体の規模によっては消費者行政まで予算が回らないところもあるはずと考えています。その点も考慮に入れて対応して欲しい。
73	国の交付金を元に同じように都道府県に設置された自殺対策基金（内閣府）については基金の期限を再延長と新たな財源確保に向けて動いていると聞く。従って自治事務だから支援できないという説明は理由にならないのではないかと。
74	消費者行政は地方の自治事務であるため、理念としては理解できるが、財政措置については一気になくされるのではなく、遞減されることが望ましいと考える。
75	国の財政支援はありがたい事であるが、数年の短期間では消費者行政の拡充・強化は難しい。市単位の相談員のレベルアップや相談室の充実は難しいので、国・県レベルで相談員を育成し、消費生活センターを増設して欲しい。
76	消費者行政は、個々の自治体では解決できない問題が山積しており、国の業務として相談業務の支援、PIO-NETの維持・活用を図るべきである。
77	消費生活相談体制の充実には県と市町村との協力が不可欠であり、活性化基金のように県と市町村が一体的に強化に取り組める支援措置を当面継続することを望む。
78	地方消費者行政に目を向けるのであれば、活性化交付金も新たに窓口を設けるところを100%補助などせず、今まで長い間、地方消費者行政を交えてきたところにも、何らかの補助をすべてである（新たな事業のみでなく）。
79	高齢者等の消費者被害が多い中、国全体として弱者対策を強化した消費者行政の継続・強化をお願いしたいと思います。
80	消費者行政の定義に向けて、国からの援助の延長を希望する。地方の消費者行政に対する体制が整い、相談業務等が充実するには、さらに数年を要する。
81	必要な施策であるため、継続してほしい。
82	問7でも回答したように、消費生活被害は、各自治体で収まるものではなく、広範囲での被害が想定されるため、国において情報管理することが最も重要である。そのため、国において今後も財政的に支援をお願いしたい。
83	消費者行政は、その存在自体が非常にマイナーであり、新しい分野の行政サービスであることから、国が指針を設け、地方に対し一定程度の補助を行うことが、消費者行政の底上げ及び活性化に必要であると思う。
84	効果の認められる経費に限って支援すればよいと思います。
85	相談窓口の設置および相談員の配置が整備されたとはいえ、今後も複雑化、多様化する相談内容に対応できる相談員の資質向上機会の確保や後継者不足による人材育成など相談体制の維持・向上のバックアップの継続が必要であると考えます。
86	消費者行政の充実・強化について、国の方針から各自治体毎にセンターの設置を指導されてきているが、自治体毎の規模や相談状況によっては難しいところもある。専門相談員等の人件費の支援等、国の施策として継続的な取組が必要と思われる。
87	消費生活センター新規開設後の人件費の増加は、活性化基金終了後、重い負担となることが懸念されています。今後、検討されることを期待しています。

88	「地方消費生活センターを一元的な相談窓口と位置づけ、全国ネットワークを構築することは国の要請に基づくもの」であったはず。地方の努力も必要ですが、様々な施策の検討をお願いしたい。
89	消費者行政のみならず、国の姿勢として制度開始後数年はサポートするが、その後サポートしなくなるパターンが見受けられるものであり、特に意見は無い。
90	消費者行政の充実には交付金・補助金等の財源が必要と考えるものの、市町村も色々と工夫して対応する事も同じ位大切と思う。
91	地方における消費者行政の実態の把握や行政職員、相談員の声を聞いて再検討をお願いしたいです。
92	地方自治体における消費者行政の実態を正確に把握すれば活性化基金の延長やPI0-NET 入力経費の延長は必要ないという判断にはならないはずである。
93	消費者行政の充実・強化は多重債務で苦しむ人達や悪質な訪問販売で被害に遭わないような啓発事業等が必要であるため今後も継続的な国の支援が必要である。
94	現場の窓口を開いてほしい。
95	単なる財政的な話だけではなく、消費者行政のあり方、例えば警察や消防と同様の位置付けにするなど、組織そのものを再構築する必要があるのではないのでしょうか。
96	基金の検証は必要ですが、国・県・市町村が情報共有し、消費者政策を展開していく必要があると考えます。
97	これまで基金等が無かった時にも自主財源で整備をしてきた市町村との兼ね合いも考えれば一理ある。しかし、途上にある自治体にとってみれば軌道に乗る前に事業が終わってしまうことになる可能性があり、中途半端である。
98	活性化基金はH21.9月の消費者安全法の施行により市町村に消費生活相談事務が義務づけられたことから体制の弱い市町村窓口の充実強化を図るために交付されたものであり、消費生活相談は基本的には地方公共団体が自らの判断と負担で取り組むべきものと考えている。
99	各自治体においては、消費者行政活性化基金を積極的に活用するなど消費者行政の充実を図っているところであるが、より一層の充実・強化のためには国の施策として、しっかり位置付けて頂きたい。
100	地方公共団体にとっては、活性化基金の交付により消費者行政の充実が図られたが、定着までには至っておらず、自身のみでの体制の維持、継続は難しい。よって今後も体制が維持、継続できるよう支援を求めたい。
101	消費者行政については、行政の中でも遅れているので、国が10年スパンで地方の消費者行政の安定に向けて支援する必要がある。今回の基金活用で、消費者啓発と相談員のレベルアップ向上に役立っている。
102	今後とも地方自治体が地方消費者行政の充実・強化を着実に推進できるよう国の支援が必要。
103	国は消費者行政＝自治事務との位置づけにより交付金による消費者行政の活性化を行ったが、情報化等の進展による消費者被害の全国的な広がりやPI0-NET 入力の意味を考えると、継続的な地方への措置が必要と考える。
104	消費者相談については情報収集が命であり、PI0-NET のみならず国民生活センターの廃止そのものについても再考して頂きたい。
105	活性化基金は、運用の柔軟性が乏しく、相談員の研修や処遇改善についても様々な規制があり活用しにくい。
106	いままで消費者行政に積極的な取組がされていなかったが、活性化基金によって職員、体制の充実が図られた。
107	各自治体の消費者行政の実績は依然として厳しく、自治体単独での現制度のような執行は困難であるため、実情を認識して頂き継続して頂きたい。
108	平成21年度から活性化基金事業で各市町村に消費者センター等を設置し業務を推進してきたので、平成24年度で事業が終了する。相談件数も一時期から見れば大幅に減少しているので各市町村で対応が可能である（交付税で対応）。
109	今回のような集中的に拡充する補助金の後で継続することで効果が現れる啓発事業等を対象に長期的な補助として継続してもらいたい。
110	地方自治体での消費者行政の充実・強化を図っていくためには、財政困難な折、中・長期的な事業として今後も進めてほしい。
111	活性化基金の充実・強化に取り組むことには良いことだと思いますが、東日本大震災の復興に向けた消費者行政を強化した方がよいと思います。
112	基本的には地方自治体自身が消費者行政の充実・強化を政策判断すべきであるが、「一括交付金」が現状の補助金を一括し、メニュー化するものであれば、現状は補助金がない消費者行政部門での財源確保は難しいと思われ、消費者行政分も含めた総額の確保が重要である。
113	消費生活相談を受け、様々なトラブルの解決支援を行うことにより市民生活の安心安全に寄与出来ることである。
114	各自治体の状況や意見を把握する必要があると思う。

115	何年間、国が各自治体に消費者行政の充実・強化のために財政支援をしたら、満足できる消費者行政となるのでしょうか。財政支援だけではないと思います。目的・根拠等を示し、消費者行政の充実・強化をするに当たり、効果が十分発揮できるようなものになることを希望します。
116	基金によって、充実・強化できた消費者行政と各自治体で維持するのは困難です。特に住民に影響が出てくる事業については継続できるように検討してほしいと思います。
117	社会情勢が刻々と変化中、消費生活の契約内容は複雑化し、悪徳商法の手口も巧妙化している。こうしたトラブルや被害の相談・問題解決には消費生活センターの機能強化が必要不可欠であり、地方の消費者行政の総合的な支援が、是非とも必要である。

(現在の施策によって、地域間格差が生じることを心配するコメント)

118	地方自治体でも、消費者行政への取り組みを始めたばかりであり、財源措置を失うことで、地方自治体に温度差が生じるのではないかと。地方自治体の財政事情も非常に厳しく、人件費等限定的であれ何らかの措置をしばらくは継続していただきたい。
119	消費者行政は、国民の生命と財産を守るためのものであり、国の財政措置がなくなれば、財政状況により地方自治体間で格差が生まれる。国民の生命と財産の安全と安心の確保に格差が生じてはならない。
120	消費者は全国にいるため消費者被害は全国に及ぶ。しかし、居住する場所により、消費者被害を回復する機会が減少するような施策は問題があるのではないかと。
121	地方分権等の関係もあると思うが、消費者行政のトップである消費者庁はもっと地方の消費者行政の財源状況に目を配る必要があると思う。自治体によって消費者問題解決に格差が生じることは好ましくない。
122	消費者行政に関する市民サービスにおいて、自治体によって格差が生じることが予想される。
123	啓発事業はともかく、相談事業については財政力の規模の違いなどによる地域間の格差があるのは好ましいことではない。一定水準にするための国からの支援は必要と考える。
124	活性化基金によってせっかく充実しかけた各自治体の消費者行政が基金終了後に縮小してしまうおそれがある。また各自治体によってバラつきが出てくる事態も懸念される。今後も基金・交付金等による支援を希望する。
125	地方自治体(市町村)が消費者安定法に定める事務を行うためには、消費生活専門相談員の配置がなければ困難である。このような基本的に必要な事務の財源については基金終了後も自治体間の格差が出ないよう国の財政支援が必要である。
126	地方に25年度以降に移行することは、周囲の理解と、全国あまねく平等なサービスは困難と考えます(周知期間と人材育成が間に合わない)。

(今後の国の財政措置に関する意見・要望)

127	相談員の処遇改善も、それが国の施策であるならば、継続的、安定的な財政措置が当然のこと。
128	消費者行政の定着に向け、必要な財政支援を明確にして欲しい。
129	地域主権改革に対応していくことによる財源措置の状況を明確化していただきたい。
130	消費者行政の充実・強化を継続するためにも国の財政措置は欠かせないと考えます(他に、同様の意見3件)。
131	未だ立ち遅れている自治体があることから、国からの一定の財政的な支援が必要と思います。
132	消費者行政は我が国の重要施策の一つであり、その重みは増していくが、地方自治体の財政は厳しい状況であり、国の財政支援が今後共必要である。
133	消費者行政の充実・強化には今後数年の期間を要すると思われるので、今後も支援が必要と思う。
134	消費者行政の充実・強化には、国と地方との役割を明確にした上で、継続的な財政支援が必要である。
135	消費生活問題は、その大半が国レベルで波及するものであることから、当然、国は地方自治体への財政支援も含め施策を展開すべきと考える。
136	消費者行政の充実・強化は、国・地方が一体となって進めるべきであり、継続した国からの財政的支援が必要と考えます。
137	地方消費者行政の経費の一部を国が継続的に措置すべきであると思う。
138	地方消費者行政の充実・強化を着実に推進するためには、一時的な財源支援で終わるのではなく、継続した支援が必要と考える。
139	消費者行政の充実・強化に向け、財源措置も含め、出来る限りの手当をしてほしい。
140	今後も消費者行政の強化に向け、財政支援をして欲しい。

141	自治体の財政が厳しい中、国からの援助は消費者行政を進める上でも大切なものである。今後も引き続き継続してほしい。
142	消費者庁は地方消費者行政を推進していくために交付金終了後も継続的な財政支援を望む。
143	財政的支援の継続はお願いしたい。
144	地方の消費者行政を充実、強化するために財政的な支援をお願いしたい。
145	消費者行政に対する対策は、まだまだ不十分であり、国・県の財政支援が必要と考える。
146	国の財政支援は必要だと考えている（他に、同様の意見2件）。
147	消費者行政の充実・強化は自治体の財源の確保が難しい中、交付金での対応は不可欠と考えます。相談員の人件費等を含めた継続的な財政支援が必要です。
148	末端では地方公共団体の消費者教育や啓発活動を展開していくには、有効に活用できる財政支援が必要であります。
149	地方における消費者行政の体制整備はようやく現在、整いつつある段階である。何らかの財政措置を含めた国の施策の継続が必要である。
150	多様化する消費者問題に対し、地方自治体独自で対応していくことは難しい。消費者行政の更なる充実に向けて継続的な財政支援をお願いしたい。
151	地方自治体における消費者行政に関する予算枠は未だに少ない。そのため市単独の予算で事業を継続していくのは困難である。消費者庁に対しては、消費者行政定着に向けた施策を実施するとともに、予算に対する援助も継続していただくことを希望する。
152	PI0-NETの入力の他、法整備が現実に追いついていない。消費者被害など本来国が負うべき部分があると考えるため、現在の交付金に代わる恒久的な財源措置が必要と考える。
153	財政面の支援がないと、地方自治体ではもちこたえられない。
154	市単独予算による事業継続は不可能
155	地方での財源確保は無理。国が継続すべき。
156	震災復興事業優先となる当面の間、一般財源からの消費者行政への予算は厳しいと思われる。基金の延長等による補助が必要。
157	地方の状況に鑑み平成25年度以降についても何らかの財政支援をお願いしたい。
158	交付金を活用し機能強化が整ってきているが国の財政的支援が打ち切られれば市のみの財源では継続困難。国の責務として一部分の財政的支援が必要です。
159	消費者行政に限らず、市の予算を確保することは年々難しくなっている。この中で事業を継続させ定着させるためには国の財政的援助は必要である。
160	地方はどこも財政難の状況であり単独財源になった場合、消費者行政経費を縮小せざるを得ない。それでも良いのか。
161	本市のように自主財源が小さく財政状況が厳しい自治体は、国による財政支援が不可欠と思われる。地方消費者行政充実のために、継続的な財政支援を行うべきである。
162	活性化基金により各自治体の消費者生活相談窓口の拡充は図られたが、市民に充分浸透しておらず、有効活用を図るためには、もうしばらく国の支援が必要である。
163	これまで光の当たらなかった消費者行政部門が集中・育成期間の基金や交付金によって、ようやく強化しようとする機運が高まってきたのに、その後、財政支援が無くなれば元の状態に戻ることも考えられる。活性化のためには国の中長期的な支援が必要である。
164	活性化基金等の国の財政支援によって消費生活相談員の資質向上や被害を未然に防止するための啓発など、消費センターの強化・拡大を図ってきた。引き続き専門性の高い消費者行政（PI0-NET入力、活用含）を維持・拡充していくためには今後も国の継続的な財政支援が必要である。
165	消費生活センターを新たに開設している自治体が増えたことから、今回の活性化基金には一定の効果があったといえる。しかし、消費者行政の体制の充実には時間と予算がまだまだ必要なのではないか。消費者庁には消費者行政の継続支援をお願いしたい。
166	消費者行政活性化基金の活用により、地方の消費者行政の機能強化等が図られているため、集中育成期間終了後の長期的な財源手当について配慮いただきたい。
167	基金終了後は財源確保ができず拡充したものを維持することが困難な場合も考えられるため消費者行政の定着を図るためにも継続的な財政措置をお願いしたい。
168	地方公共団体の事業にある程度の差異ができることは仕方ないが、どの団体（特に消費者行政事業が充実していない団体）も一定レベルの充実・強化をしたいと思っているはず。そのために引き続き国の支援をお願いしたいと思います。
169	どの市も人件費削減と同時に事業評価を行っている。基金で相談員設置ができたが、基金等の支援が無ければ削減にもつながりかねないと考え、消費者庁には基金の必要性を全面に出して施策を推進してもらいたい。

170	短期間・集中的に強化するだけでは、消費者行政の活性化・定着は実現できないため、継続的な財政支援を希望する。
171	消費者行政の活性化については今後も継続して取り組むべき事であり、事業を行うにあたっては財政の確保が必要である。地方自治体も厳しい財政事情をかかえており、国から支援があれば事業遂行には有効であるため、望むべきところである。
172	活性化基金で市町村の消費生活相談事業は、確かに強化された。しかし、基金終了後、一般財源を確保できない市町村にとっては、事業の後退は必至である。消費者庁は、この点をよくふまえて、継続した補助金を交付していただきたいと思う。
173	恥ずかしい話ですが、新しい業務は孤立無援、国の予算が続くとの感が強い状態です。予算を活用してもらい、消費者行政は緒に付いた感があります。国の財政支援について、消費者庁は弱小自治体の現状を知ってほしい。
174	地方自治体の財政状況は厳しさを増しており、基金終了後に消費者行政にかかる予算の大幅縮小が懸念される。交付額や対象をしぼってでも、中長期出来な支援が必要と考える。
175	消費者行政はこれから発展していく業務であり、一定レベルに到達するまでは基金・交付金ではなくても財政支援は必要。地用行政は財政的に厳しく、基金事業終了と同時に規模縮小をせざるを得ない状況です。
176	時限的な財政支援でなく、恒久的な財政支援を願いたい。消費者の抱える問題は、絶えることがなく、時代とともに変化し複雑化しており、活性化支援事業・光をそそぐ交付金事業なくては、事業継続ができない状況にあります。
177	長引く経済の低迷により、多くの地方自治体では財源確保に苦慮している実態があり、国の継続的な支援なくして、本当に地方における消費者行政が定着するのか疑問である。
178	定期的に人事異動のある地方自治体においては、職員育成の為の財源措置は必要である。
179	消費者行政の推進には、相談員の育成や相談能力の向上、相談員の処遇改善が必要と思うが、3~4年で出来ることではないので継続的な補助を設けて欲しいと考える。
180	本県においては、県・市町村とも活性化基金の大半に新たに雇用した相談員の人件費に活用されており、その体制を持続可能なものとするためには安定的恒久的な財源が必要なことから、継続的な財源支援措置を強く求める。
181	基金を活用して相談員を新規雇用しました。財政状況が厳しい中で基金の延長等が無い場合、他の優先する事業もあり相談員の設置（処置）についても見直すことが考えられます。消費者行政の強化・充実が図れるのか心配です。
182	当市においては、基金を活用して消費生活センターを立ち上げた。相談員の報酬や施設の維持経費の負担は少なくないため、国にも基金の延長や新たな交付金の交付を期待している。
183	当市では基金を活用し、消費者相談窓口に必要な機器や人材（相談員）を整備することはできた。しかし、人材については、一自治体での継続的な育成は実施できないため、消費者庁には引き続き人材育成（確保）のための施策を考えていただきたい。
184	24年度から相談員を1名から2名に増員予定をしている。これに伴う人件費は活性化基金を活用することとしているが、基金終了後は予算確保が難しいことが予想されるので、再び1名体制で相談を受けることになるかもしれないのでサービスの低下が懸念される。
185	当市は活性化基金の活用により、専任の相談員を新たに配置したが、今後共人件費等に配慮した財源の交付を希望します。
186	本基金で相談員を新規増員をした地方自治体については、今後の財政負担が大きいので継続した支援が必要である。
187	活性化事業で強化したセンター機能は、一般財源のみでは維持できない。相談環境の充実のために継続した支援を求める。
188	本県のような人口規模の小さい市町村が多い状況にあっては、市町村が専門的な窓口を整備するには、人員・財政面等で困難な場合が多いため、活性化基金終了後も、確実に消費者行政に充当できる国からの何らかの支援が必要である。
189	消費者安全法の施行に伴い、市町村が消費生活センターを設置し、相談員を任用したところであるが、基金の補助が無くなった後も継続して十分な相談員数を維持することが困難になる可能性があり、その場合の充実した相談対応や相談員の処遇に不安を覚える。
190	当市は交付金で消費生活センターを22年度に設置したが24年度で交付金がなくなる。消費者センターおよび相談員の育成にはもう少し期間が必要である。今後も一定の負担は国も行うべきものとする。
191	消費生活センターの運営にあたり、消費者の安全・安心の確保のためには、相談窓口機能の充実は不可欠であり、その中核となる相談員の人件費(PIO-NET入力分を含む)を確保するためには、活性化交付金等の国の財政措置が必要である。
192	今回拡充した事業の中で、増員・待遇改善した部分にかかる消費生活相談員の人件費、インターネット回線のランニングコスト等、相談業務に必要な事業費については、基金の延長やそれに代わる恒久的な

	支援を求める。
193	消費者相談業務については未だ自治体間にばらつきがあり、PIO-NETについても、その活用方法も含め、全国一律の取り扱いにはなっていないと思われます。従ってそれらが一定の均衡が図られるまでは、国による財源措置が必要だと考えます。
194	消費者庁設置や全国共通電話「消費者ホットライン」が開通し、相談がしやすくなったことで相談件数が明らかに増加した。また、相談内容も高度化、複雑化している傾向にあるため、国として少なくとも財政的な支援をしてもらう必要がある。
195	予算削減で思ふような活動が出来ない中、活性化基金の交付によって、相談室の整備や啓発資料の配付など今まで行えなかった充実した活動が出来た。ここで基金が終了してしまえば、ようやく出来た相談窓口の周知が止まり、以前の状況に逆戻りしてしまう可能性がある。
196	消費生活相談業務は地域住民へのサービスで、もっと活用の場を広げたい為にも地方消費者行政の経費の一定割合は国の継続的に措置してほしいと考えます。
197	消費者安全法により、地方自治体に相談体制の整備や重大事故等の報告など、新たな義務が課せられており、消費者行政活性化基金の終了後も財政的支援は必要であると考えている。
198	地方財政がひっ迫している中、基金で充実した事業を同レベルで継続することは困難である。一方震災復興経費を考えると、いたしかたないとも感じる。
199	東日本大震災のこともあるので、国としての予算も当初の予定とは大幅に狂ってしまい基金延長等、難しいのではないかとと思われるが可能な範囲で継続を希望。
200	国の財源が無い時なので延長しなくても良いと思う。
201	財政難の折、致し方ないことかと思う。
202	基金の当初の意味合いからするとやむを得ない。
203	活性化基金は臨時でなく、恒久的制度として継続していく必要性が大である。
204	自主財源が厳しい自治体では、財政支援が基金のように時限的だと、なかなか消費者行政の拡充に踏み切れないので、息の長い支援をお願いしたい。
205	時限的な援助金・交付金は使途が限られる場合が多い。地方消費者行政の充実・強化のためには、恒久的・継続的な国の支援が必要であると思います。
206	地方の財政を考えて頂き、期限を区切らず必要な所へは基金等配分できるようにしてほしい。PIO-NETが生かされるよう補助が必要。
207	地方の消費者行政の実態を理解していない。期間限定付きの活性化基金では消費者行政の充実・強化につながらないので引き続き財政支援をして欲しい。
208	時限的な支援では終了後の財源を考えると大幅な充実強化には踏み切れない。長期的な支援が各自治体の消費者行政の格差を減らすと思われる。
209	一時的な交付金の考え方ではなく継続的な支援を行う方向で検討頂きたい。
210	消費者行政は継続的なものであることから、断続的な交付金ではない財政支援の充実を速やかに検討して頂きたい。
211	消費者行政を継続して充実・強化していくためには、継続的な財源が必要。集中期間のみの取組に終わってしまうのは残念である。
212	期間に限りがある突発的な施策ではなく、長期間の計画的な施策に期待します。特に相談員配置にかかる人件費は将来的に不安です。
213	活性化基金や光交付金など一定期間での財政支援だけでは期間終了後、一気に後退すると思われる。地方消費者行政を継続的に充実・強化するためには、国の財政支援が必要である。
214	活性化基金の延長があるようでしたら消費者行政の充実に繋がると思います。基金は一過性のものではなく継続的なものがより効果的だと思います。
215	現状の地方自治体の財政状況を踏まえれば、ある程度、目的と使途を限定した上で、支援を続けることが必要と考える。
216	活性化基金を活用し、相談体制や事業者指導体制を強化しているが、基金終了後も現体制を維持することは困難な状況である。消費者行政に使途を限定した国による継続的な財政支援をお願いしたい。
217	一括交付金になると、新たな事業を起こすための財源に充当することが難しくなるため、額は減少しても良いので、消費者行政に特化した交付金の継続を是非ともお願いしたい。
218	効果検証は必要であるが、その上で国から地方への財政支援は不可欠であるし、交付税措置の様に積算根拠が不明瞭な形での財政措置でなく、より目的を明確化する（一時交付金でなく）ことが、消費者行政の分野では特に重要であると考えます。
219	消費者庁創設の意味を、今一度考え直してほしい。せっかく機運に乗り、必要性が認識された所なので、消費者行政に使途を限定した財源を繰り返し交付していただきたい。
220	現在の活性化基金は制限が多いため自治体においては利用しづらい面がある。そのため、現状の制度の延長よりも今回の効果を検証した上で新たな施策を構築して欲しい。

221	相談員の人件費に限った基金として、継続的に交付してもらえの方が、地方消費者行政の活性化には良いと思う（様々な用途に使える数年間の基金よりも）。
222	地方消費者行政の体制・人員・予算を抜本的に拡充強化するための恒久的かつ消費者行政員に直接充当できる地方財政措置を講じていただきたい。
223	活性化基金では消費生活相談員の人件費には充当出来なかったので市町村レベルで柔軟に対応できるようにしてほしい。
224	相談業務の充実について恒久的な支援なくしては市財政が厳しい当市にあっては非常に難しいため、専門相談員の配置は今後も難しい。
225	地方の財政事情を考慮して欲しい。よって補助金の継続を望む。特に相談員の人件費の10割補助。
226	特に、人件費のように支出の大半を占め、かつ継続的に要するものに関しては、基金終了後の市財源の確保が大変難しいため、数年にわたる支援が望ましいと思います。
227	消費者行政については、地方における相談体制の充実や法執行体制の強化等、国が責任を持って支援すべきであると考えます。そのため、人件費を含めた消費者行政に対する財源が継続的に確保される制度の創設を要望する。
228	相談員の人件費については恒久的にカバーして欲しい。せっかく相談員を育成したにもかかわらず財源不足で雇用できないようでは、真の活性化は難しい。相談には知識も必要だが、それ以上に経験が必要となるから。
229	国の財政状況等理解できる部分もあるが、地方特に過疎が進んでいる地域の消費者行政分野は産声をあげたばかりで、独り立ちするのにまだ数年は要すると思われる。しばらくの間、財政支援、特に人件費の支援は必要だと思う。
230	用途を限定し、時限的に交付している現状の「地方消費者行政活性化交付金」（活性化基金）の延長の必要性は感じないが、P I O - N E T情報の管理、入力業務など国の業務を分担する性格の業務に係る経費は国も負担すべきと考える。
231	相談員の人件費だけは、活性化基金で対応していただくとありがたいです。
232	持続的な消費者行政の充実を目指すならば、自治体の裁量で消費者行政も含めて自由に活用できる財源の確保が必要である。
233	消費者庁の設置等、消費者行政の取り組み・PRはできたと思うので、用途を限定した交付金を交付するより、地方自治体にまかせた交付金で良いと思います。
234	人件費的な経費への支援はいらないと考える。規模の小さな自治体では、恒久的な経費支援がありがたい（相談員の雇用等、長い目で見ると不可能である。）。
235	現状、ある程度の体制が整ったため、継続されなくても特に大問題ではない。継続されるなら、消費者行政に特化されていた方が使いやすく、また、報告は簡易なものにしてほしい。
236	活性化基金により消費者行政の充実・強化が緒についたばかりの自治体が多い中、これを継続できるよう、本当に必要な経費に絞って支援をもらえるような財源措置が必要と考える。活性化基金については、本県の場合、多すぎたというのが感想である。
237	消費者庁がある限り、活性化基金は必要だと思う。
238	活性化基金は消費生活センターの機能強化や啓発事業において、とても効果があるので今後も活用継続を希望します。
239	活性化基金については、地方消費者行政の啓発や相談員のスキルアップを図る上で必要なことであり、今後も延長を望みます（他に同趣旨の意見1件。）。
240	平成21年度から平成23年度までにセンターの機能強化や相談員等のレベルアップはできたが、消費者教育や啓発がまだ十分にできていないため、あと数年、地方消費者行政活性化交付金的な交付金を交付していただきたい。
241	集中・育成期間終了後においても、活性化基金の延長を希望します。特に、消費生活相談員は地域の消費者行政に重要な役割を担っている割には社会的認知度が低く、報酬等の処遇についてももう少し手厚くと考えます。相談員の人件費のみだけでも基金延長を希望します。
242	活性化基金を活用し、消費生活センターを新設した現状から、引き続き基金の延長があるとセンターの運営発展に有効活用することができます。また、財源措置の面でも助かります。
243	より充実した消費者行政を行うために、基金の延長を望みます。
244	市町村における消費者行政の活性化のためにも基金は継続してほしい。
245	活性化基金の延長を要望します（他に同様の意見7件）。
246	地方消費者行政が充実するためにはあと3年間位の支援が必要と思われます。
247	活性化基金の延長（3～5年）をしてほしい。
248	消費者行政の充実・強化を継続していくには一定の基金の延長は必要。
249	地方自治体はセンター化に近づくよう日々努力しています。それには財源の確保は不可欠です。基金の

	延長をしていただきたい。
250	まちづくりの観点からも消費者行政の充実はとても重要であり、今回の基金の活用効果は大きいと考える。基金の延長を強く願うものです。
251	活性化基金の効果は検証するまでもなく有効である。仮に活性化基金が延長されない場合は、東日本大震災・原発事故の被害を受けた当市では新たな予算措置は難しく、構築した体制・組織を維持することができなくなる可能性が高い。従って基金の延長を強く望むものである。
252	活性化基金の効果を検証し、活性化基金の延長を強く望みます。
253	基金の延長もしくは何らかの形で実効的な財政支援等を希望。
254	自主財源の確保が乏しい状況にある本市にとって活性化基金の今後の延長を切に望む。
255	地方消費者行政活性化基金については、時限立法であり県では1年延長の平成24年度末までとなっています。それ以降は一括地方交付税措置と聞いていますが、地域の消費者の安全・安心を確保するため、同様の基金を平成25年度以降も続けて欲しいと望んでいます。
256	近年、消費生活相談は複雑化し、PIO-NET入力作業による事務作業も増大していることを踏まえると、基金の延長は必要だと感じております。
257	地方自治体も消費者行政にも目を向けたところであり、行政組織の位置づけ充実のためにも基金の延長は必要と思う。
258	恒久的とは言わないまでも一定期間交付金の措置はあるべきと考える。
259	当市では相談件数は少ないが、表に出てこない事例は沢山あると思います。これからは高齢化が進み、消費者への啓発は重要になってきます。活性化基金は大切な財源になるので継続的にお願いしたい。
260	活性化基金を活用して常時相談窓口を開放できて良かったが、基金からの補助で運営されている状況であり、基金が無くなると財源手当てに困ってしまう。継続できるように国の支援を求めます。
261	基金終了後、市町の一般財源だけでは維持が困難だと思われる。基金終了後の財政的支援を持続的な相談体制を維持していくためにも再度検討してもらいたい。
262	今年新たに消費生活相談員を4名配置したが、人件費について活性化基金を利用しており、基金が無くなると市の財政的負担が増大する。基金について、いきなり100から0へ減らされるより50%でもいいので段階を踏んで減らしていくような方法をとって頂きたい。
263	活性化基金の担うところが大きいので、延長、もしくは新たな柔軟性のある基金を設立していただきたい。
264	活性化基金終了後は何らかの財政支援を考えていると聞いており期待している。
265	H21からの4年間で当市においては消費者行政の活性化への意識が定着すると考えており、同種の交付金は必要ないと考える。
266	検証結果、世の中の流れを踏まえて、必要であれば基金・交付金の復活を望みます。
267	平成21年から始まり、設備の面では整ったと思います。多様化していく将来を考えると、少額でも補助金があった方がよいと思います。
268	消費者行政の定着には消費専門相談員の継続的雇用が不可欠であるが、そのためには基金や交付金も必要だと考えられる。
269	国の基金・交付金で、その終了後も事業を続けようとする自治体負担になるのは以前からであり、それを前提に行う必要がある。
270	さらなる消費者行政充実のため、またPIO-NET入力については、多くの時間を費やしているので、今後の補助金交付についても検討して頂きたいと考える。
271	今後の財源確保の見通しがなく、拡大・拡充が困難だった。
272	震災後の現場を抱えている地区のため出来るだけ継続してほしい。

(相談体制、PIO - NET等個別施策に対するコメント)

273	消費者からの相談は複雑化・多様化する傾向にある中で、様々な業務を兼務する市町村職員では相談に対応する能力等が不足すると考える。専門的知識をもった相談員を国からの財政支援により配置しておくことが市民のためになる。
274	活性化基金終了後の経費について、全額一般財源となると、消費生活相談員の雇用等、この先何年継続できるかわからない。
275	多くの自治体は、消費者庁の命令により、消費生活センターを開設したと言っても過言ではない。国からの財源がないと財政状況が厳しい自治体はセンターを維持するのは難しい。
276	消費者行政を定着させるためには、自治体ごとではなく、一定規模の広域的な窓口が必要であると思います。基金や交付金より、一定人口(10万人規模で)をカバーする消費生活センターを設置したほうが、よりきめ細やかな消費者行政になると思います。

277	相談員や職員の育成やスキルアップのための研修に参加するための費用を負担してほしい。
278	交付金の終了後も消費生活相談員の研修参加については支援してほしい。
279	短期間の交付金でハード面の拡充はできるが相談員の資質向上、新しい事例に対する情報収集、啓発活動には引き続き支援を希望する。
280	一地方の消費生活センターでは実施できない業務に関する業務の強化・迅速化。ex. 商品テスト、事業者への指導・取締り
281	市の少ない財源の中では、消費生活相談事業を23年度の状態で維持するのは難しい。特に相談員が市民からの相談処理の為に弁護士から法的アドバイスを受ける事業については、24年度予算で確保されないのではと危惧している。
282	活性化基金を活用しての弁護士による相談役業務や相談会の開催は消費者トラブルを早期に、また的確に解決し、相談員も同席することで交渉スキルの向上につながっています。今後も相談窓口の機能強化は必要不可欠であり、そのために何らかの財源措置をお願いしたい。
283	一般の消費者への教育・啓発として、食品表示の講演会を行いました。今後も最新の情報を消費者へ伝える機会を多く設けることが可能であればと消費者庁へ期待したい。
284	PI0-NETは直接現場で活躍する相談員が受けた相談内容について、多くの情報と取組が正確に把握でき、国においても確かな資料として、利用しているものです。国の重要な事案として是非とも継続すべきです。
285	PI0-NET情報は全国的な集約ができるところに意味がある。情報が一自治体に限定され、共有化が図られなくなるのでは意味がない。
286	PI0に入力された情報の国の機関での活用については消費者庁が窓口となって積極的に行って欲しい。
287	PI0-NET情報は国の財産であるため、これをフル活用し、国民への還元策を構築していくのが消費者庁の役割であると考えます。恒久的な政策確率を望む。
288	PI0-NETのネットワークは国として全体で成果を発揮するため消費者庁としてあるべき姿を示すのが妥当である。
289	各区市町村、自治体の消費者行政の取組の差がある中、PI0-NET等の一定の業務については国の措置を考慮する等の線引きの議論はもっとすべきである。
290	消費相談員にPI0-NET入力を国が希望しているのなら人件費を補助すべきだ。
291	PI0-NET端末については「貸与及びその使用に関する覚書」を締結しているものであり「PI0-NETデータ取扱規則」により、システム及びデータ管理、情報の提供を規程しているため、何らかの交付金措置は必要であると思われる。
292	PI0-NETに関わる部分を国全体の業務であり、国の経費で実施すべきだと考えます（他に同趣旨の意見2件）。
293	本市としては、消費生活相談業務は地域住民へのサービスであるとともに、PI0-NET情報は国の財産であり、その管理・入力業務は国の情報収集業務を分担する性質もあるので、相談員人件費の一定割合は国の業務として国が措置すべきと考えている（他に同趣旨の意見3件）。
294	PI0-NETは中央省庁も利用するのだから、入力費用も国が負担してほしい。全て自治事務と言われても納得出来ない。
295	PI0-NET入力経費の延長を希望する（他に同様の意見8件）。
296	消費生活相談は年々、深刻な問題となっており、PI0-NETの入力作業は非常に難しく、相談員の休日出勤も増えているとの話を聞いている。消費者庁に頼り切りになることも問題だが、一定の割合の補助などがあれば、より高いレベルの対応がしていけると考えている。
297	PI0-NETについては情報の一元化を図るために整備されたものであるが、使い勝手の悪さが問題となっている。入力を行う側の意見も十分反映されないまま入力経費の延長もしないのは単なる地方への丸投げに感じる。
298	PI0-NETの入力は非常に煩雑で苦慮しておりますので、何らかの対応を望んでいます。
299	PI0-NETについても、消費生活相談員の負担軽減と入力に要する事務処理に必要な財源措置を含めた改善を図っていただきたい。
300	PI0-NET入力に係る事務量も多いことから、国からの継続的な支援を要望したい。
301	PI0-NETの運営に係る経費（機器リース代等）は引き続き国で負担してほしい。
302	PI0-NETへの入力は通常業務であり、余分な経費が発生するものとは考えておりません。
303	PI0-NETの導入は被害事案等、国からの要請によって導入した部分が多いことから、PI0-NETに関する国の負担がなくなった場合には、PI0-NETの撤去も検討しなければならない。
304	PI0-NETについては、その維持費・入力に係る支援がなければ市町村自治体では返還せざるを得ないことになる。